

# 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「中間まとめ」概要

## 1. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方について

※小・中学校等を含む「すべての学校」、人工呼吸器の管理などを含む「すべての医療的ケア」を想定。

### (1) 学校における医療的ケアに係る関係者の役割分担について

- 教育委員会や学校だけでなく、主治医や保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが、その責任を果たし、学校における医療的ケアの実施に当たることが必要。
- 国は、教育委員会や学校が参考となるよう、**標準的な役割分担を示す**ことが必要。

(役割分担の例)

<p>○教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケアに係るガイドラインの策定</li><li>・看護師の確保（雇用・派遣委託）</li><li>・教職員・看護師に対する研修〔都道府県単位の支援〕等</li></ul>	<p>○看護師</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケアの実施、記録・管理・報告</li><li>・必要な医療器具、備品等の管理</li><li>・認定特定行為業務従事者教職員への指導助言等</li></ul>	<p>○保護者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校との連携・協力</li><li>・必要な医療器具等の準備</li><li>・健康状態の報告等</li></ul>
<p>○教職員</p> <p>【校長等管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・校内の医療的ケア安全委員会の設置・運営</li><li>・看護師の勤務管理 等</li></ul> <p>【認定特定行為業務従事者である教職員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケアの実施（特定行為のみ） 等</li></ul> <p>【養護教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒等の健康状態の把握 等</li></ul>	<p>○医師</p> <p>【教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等の確認</li><li>・医療的ケアに関する研修 等</li></ul> <p>【主治医】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本人や学校の状況を踏まえた書面による指示</li><li>・緊急時に係る指導・助言</li><li>・個別の手技に関する看護師等への指導 等</li></ul>	

### (2) 医療関係者との関係について

- 地域の医師会や看護団体等の協力を得て、**小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用**することが必要。
- 指示書の内容に責任を負う主治医との連携**も不可欠。学校は医療的ケア児の健康状態等の必要な情報を主治医に提供することが必要。
- 教育委員会は、**医療的ケアや在宅医療に知見のある医師を学校医としたり、特に医療的ケアについて指導・助言を得るために医師（医療的ケア指導医）として委嘱したり**することが重要。

### (3) 保護者との関係について

- ・ 健康状態や医療的ケアの頻度、想定される事故等や対応について説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について、あらかじめ学校・保護者の双方で共通理解を図ることが必要。主治医等の医療関係者や相談支援専門員等を交えることも有効。
- ・ 健康がすぐれない場合の無理な登校を控えたり、緊急時の連絡手段の確保など保護者にも一定の役割。
- ・ 保護者の付添いについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき。 やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しなどを丁寧に説明することが必要。

## 2. 教育委員会における管理体制の在り方について

- ・ 教育委員会は、域内の学校に共通する重要事項について、ガイドライン等を策定。
- ・ 教育、福祉、医療等の関係部局・関係機関、保護者の代表者などから構成される運営協議会を設置。
- ・ 運営協議会の運営に当たっては、医療的ケアや在宅医療に精通した医師を加えるなど留意。
- ・ 看護師の配置については、教育委員会が自ら雇用するだけでなく、医療機関等に委託し、医療的ケアに係る指示と服務監督を一本化することも可能。その場合、看護師と 校長や教職員との連携を十分に図ることが必要。
- ・ 都道府県単位での研修の実施など、都道府県教育委員会等による市町村教育委員会や市町村立小中学校への支援体制の構築が必要。

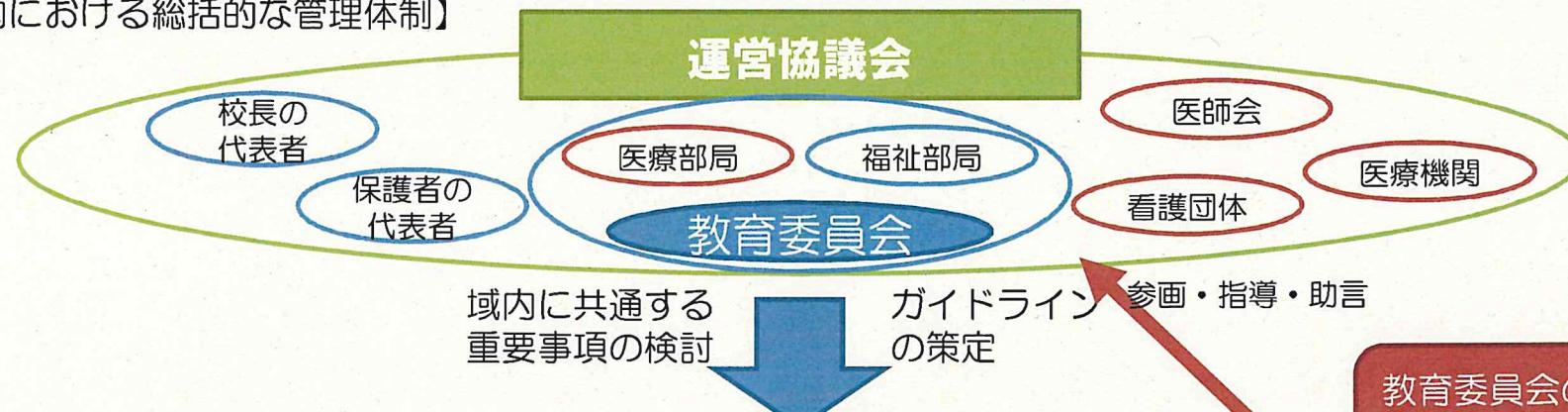
## 3. 学校における実施体制の在り方について

- ・ 学校は、教育委員会のガイドライン等を踏まえ、各学校における実施要領を策定。
- ・ 医療的ケア安全委員会を設置するなど、校長の管理責任の下、関係する教諭・養護教諭、看護師、教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医等が連携し、対応できる体制を構築。
- ・ 医療的ケア安全委員会の運営や個々の医療的ケアの実施に当たっては、主治医のほか、教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医に指導助言を求める。
- ・ 医師が近くにいない中で医療的ケアに当たる看護師の不安を可能な限り解消する配慮が必要。

※中間まとめとは別に、医療関係者の委員による教職員・看護師の研修テキストの編集作業を進め、進捗に応じて検討会議に報告予定。 2

# 学校における医療的ケアの実施体制

【域内における総括的な管理体制】

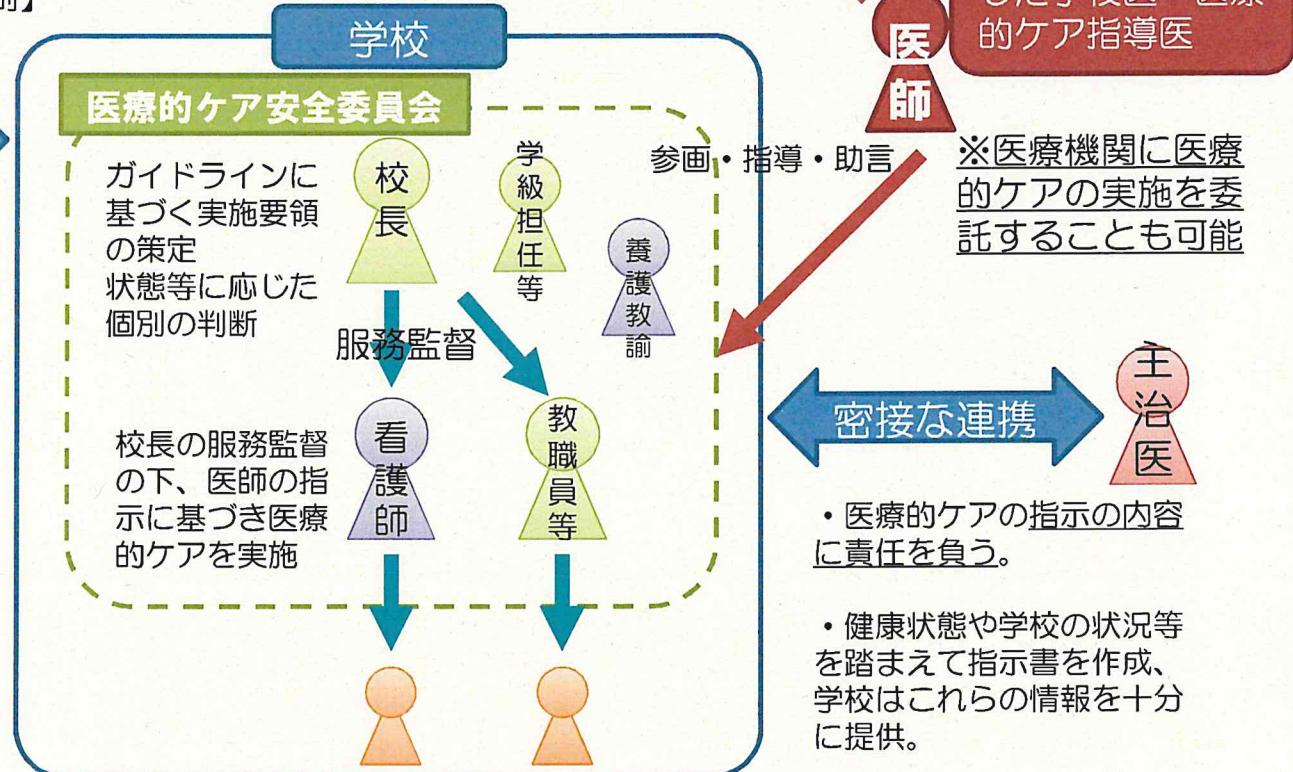


【学校における組織的な実施体制】



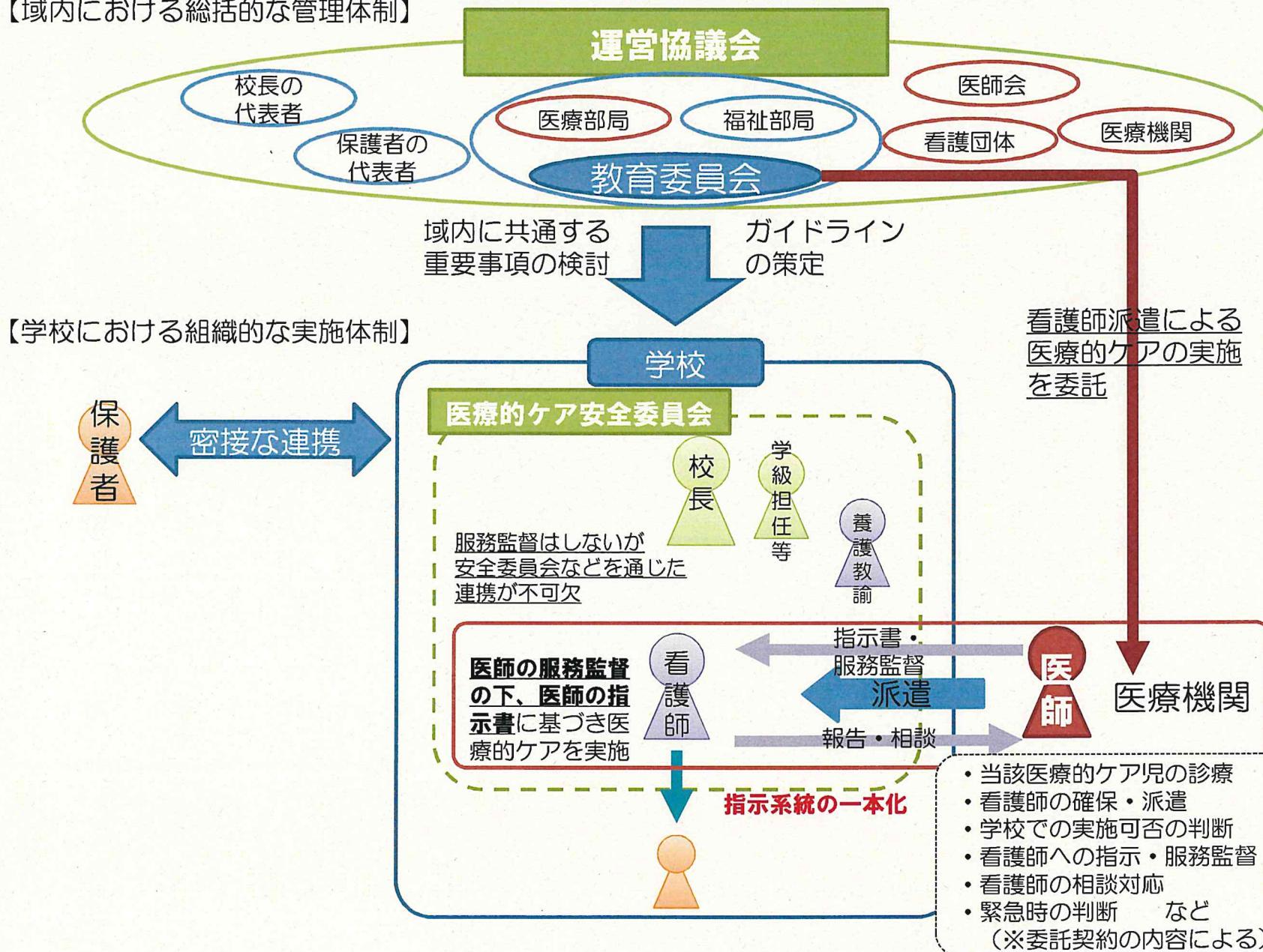
密接な連携

- 医療的ケアの内容や頻度、想定される事故などを踏まえ、学校での対応について双方で共通理解。協議には必要に応じて医師等の第三者も交える。
- 体調不良時の登校は控える、緊急連絡体制を構築する等の保護者の役割も共有。
- 保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努める。



## 学校における医療的ケアの実施体制(医療機関等に委託する場合)

#### 【域内における総括的な管理体制】



## 学校における医療的ケアが必要な児童生徒数

## 参考資料

### 【公立特別支援学校】

区分	医療的ケアが必要な児童生徒等数（H29年度）○はH18年度				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部 (専攻科除く)	合計
通学生	41 (36)	3,011 (2,089)	1,532 (973)	1,477 (1,029)	6,061 (4,127)
訪問教育	0 (0)	1,059 (860)	550 (372)	548 (542)	2,157 (1,774)
合計	41 (36)	4,070 (2,949)	2,082 (1,345)	2,025 (1,571)	8,218 (5,901)

※対応している看護師数1,807人、教職員数4,374人



特定行為	経管栄養（胃ろう）	4,226人	（うち通学生 2,963人）
	経管栄養（腸ろう）	140人	（うち通学生 79人）
	気管カニューレ内の痰の吸引	2,558人	（うち通学生 1,467人）
	人工呼吸器の使用	1,418人	（うち通学生 483人）

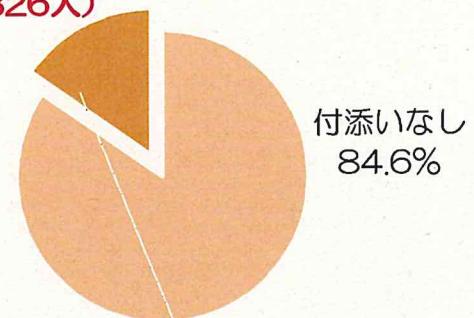
### 【公立小中学校】

医療的ケア必要な児童生徒数（H29年度）		
通常の学級	特別支援学級	合計
271	587	858

※対応している看護師数553人

通学生の学校生活における付添いの状況（5,357人）

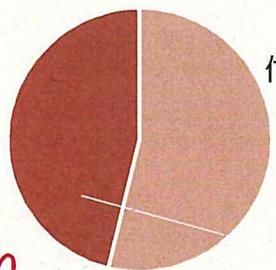
付添いあり  
15.4% (826人)



うち看護師は常駐しているが、学校等の希望により保護者が付添いをしているケース 450件

学校生活における付添いの状況（839人）

付添いあり  
46.2% (388人)



うち看護師がないため、保護者が付添いをしているケース 292件

# 学校における医療的ケアへの対応について

## 医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

### 学校における医療的ケア（日常生活に必要な医療的な生活援助行為）

#### 特定行為（※）

- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

※研修を終了し、都道府県知事に認定された教員等が「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で実施可

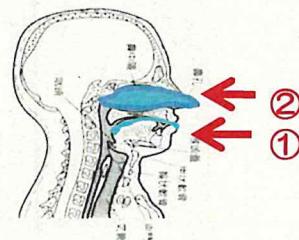
#### 特定行為以外の、学校で行われている医行為 (看護師等が実施)

本人や家族の者が医行為を行う場合は違法性が阻却されることがあるとされている。

### 喀痰吸引（たんの吸引）

筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

①口腔内 ②鼻腔内



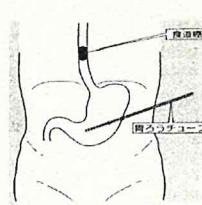
③気管カニューレ内



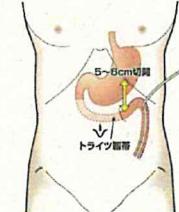
### 経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通して、流動食や栄養剤などを注入する。

④胃ろう又は腸ろう



⑤経鼻経管栄養



#### （行為にあたっての留意点（※））

教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

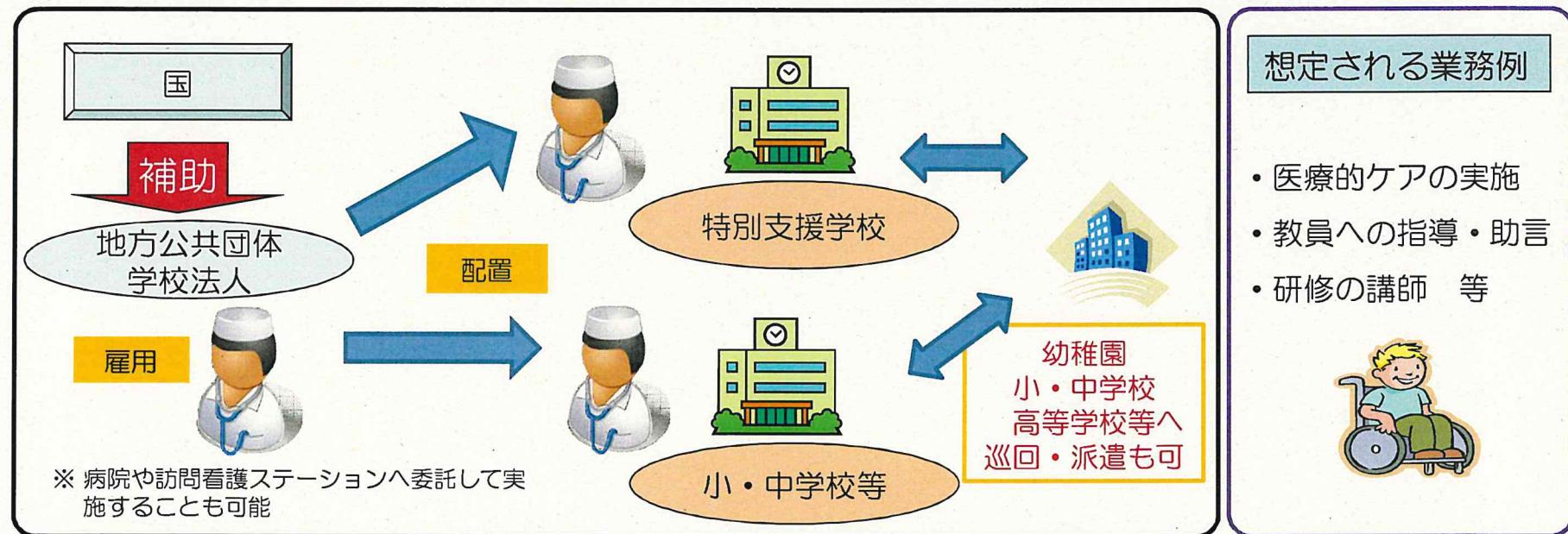
教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。

## 医療的ケアのための看護師配置事業（切れ目ない支援体制整備充実事業） 平成 30年度予算額 1,600百万円の内数(平成29年度予算額1,452百万円の内数)

近年、学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。

これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



### 補助金概要

- ◇補助率：1／3
- ◇配置人数：1,500人（平成 29年度：1,200人）
- ◇補助対象経費：看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費等

文部科学省

補助

都道府県・市区町村  
学校法人  
(私立特別支援学校等)

# 学校における医療的ケア実施体制構築事業

平成30年度予算額 59百万円(平成29年度予算額 45百万円)

医療技術の進歩等を背景として、例えば、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。

学校において、こうした高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会 ◆委託箇所：16地域

## 学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業（対象校：公立特別支援学校及び小・中学校等）

- 医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。
  - ・学校巡回指導
  - ・校内医療的ケア運営委員会での助言
  - ・医療的ケアに関する相談に対する助言等
- 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
- 検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケア等に対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。  
教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。

